

墨田区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年7月4日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第41号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「基づき」を「より」に改める。

第6条第4号中「定める」を「掲げる」に、「認めるもの」を「認める業務」に改める。

付則に次の1項を加える。

7 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成25年12月20日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
墨田区太平保育園	墨田区亀沢二丁目24番1号

付 則

この条例は、平成25年12月20日から施行する。